

平成 29 年 第 2 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 2 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 29 年 2 月 17 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 29 年 2 月 17 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 29 年 2 月 17 日 午前 11 時 00 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 18 番	道山 幸治		席番 19 番	長岡 耕二	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	深迫		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 11 号 買受適格証明願いの承認について 議案第 12 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 13 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 15 号 非農地証明願の承認について 議案第 16 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 17 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 29 年第 2 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 18 番、道山委員と、席番 19 番、長岡委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、福岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡	<p>11 月の総会で、会長より依頼のありました〇〇さんの件ですが、一部成立いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>議案書は 4 ページで、番号 5 の田、2 筆でございます。譲受者は、松山町泰野〇〇番地の〇〇さんです。〇〇さんは生産牛を主に田も耕作されておられます。価格は、2 筆で 25 万円でした。あとの 2 筆については、なかなか難航しておりますが継続して交渉してまいりたいと思います。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、上野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>11 月に依頼のありました〇〇さんの分ですが、現在、活動中でございます。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、小園委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>12 月の総会であっせんの依頼を受けた〇〇さんの分ですが、今、数名の方に声をかけて活動しています。価格等で折り合いがついておりませんが引き続きあっせんを続けたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、大迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	大迫	<p>先月、あっせんの依頼を受けました〇〇さんの分ですが、あっせんが成</p>

議長 山下

立いたしましたので報告いたします。

議案書4ページの2番になります。

譲受者は、松山町新橋の〇〇さんです。水稻を作付けするとのことでした。認定農業者で、茶と水稻を栽培されております。農作業に応じた農機具は保有されております。価格は全部で15万円でした。報告を終わります。

はい、ご苦労さまでございました。

次に、私の関係分について、報告いたします。

2月6日、農業会議の第2回理事会が鹿児島県庁において開催されました。

会計規則や、通常総会等について、協議が行われました。

2月8日、農業再生協議会の臨時総会が市役所本庁で開催され、事業計画等が審議されました。

次に、日程第4、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回は、17件の申請でございます。

まず、6ページ、番号14番を審議いたします。

事務局で説明をお願いいたします。

主任主査 大野

はい議長、それでは議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請の番号14番について説明申しあげます。

議案書は、6ページです。

まず、譲渡人は松山町泰野にお住まいの〇〇さん77歳で、譲受人は曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん65歳です。

申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が2筆で6,591平方メートルです。

〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。

今回の申請地の場所でございますが、松山中学校から西に600メートル進んだ家畜集合指導センターの側に2筆あります。

〇〇さんの農業経営につきましては、資料3ページののとおりでございますが、農業機械はトラクター7台、ポテカル1台、軽トラック3台、田植え機1台、バインダー1台を所有し、水稻、大根、甘藷を作付けされているとの事であります。

通作距離は15kmで、車で25分との事です。

	<p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われま</p> <p>以上で、番号14番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願</p>
議長 山下	<p>はい、それでは、番号14番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号15番を審議いたします。</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p>
主任主査 大野	<p>はい議長、それでは議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請の番号15番について説明申し上げます。</p> <p>議案書は、6ページです。</p> <p>まず、譲渡人は有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん81歳で、譲受人は曾於市大隅町大谷の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆で5,595平方メートルです。</p> <p>有限会社〇〇は認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、志布志 福山線を志布志から有明方向に進みますと、左手にアックスゴルフの打ちっぱなし場があります。その手前を右折し県道尾野見 伊崎田線を800メートルほど進んだ右手にあります。</p> <p>有限会社〇〇の農業経営につきましては、資料4ページののとおりでございますが、農業機械はトラクター1台、耕運機1台、自走式田植え機1台、コンバイン1台を所有し、水稻、甘しょ、小麦を作付けされているとの事であります。</p>

		<p>有限会社〇〇から車で 40 分との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>以上で、番号 15 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号 15 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 16 番を審議いたします。</p> <p>白坂委員説明をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>会長より依頼のありました、議案第 10 号、番号 16 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地白坂自治会にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇白坂自治会にお住まいの〇〇さんです。親子関係の贈与・受贈になります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、柿ノ木志布志線沿いで泰野に山口製茶がありそこを志布志方向へ 15 メートル行った所の道路上にあります。</p> <p>本人宅からは、車で約 5 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、農業関係の会社に行きながら父と水稻甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、草刈機、軽トラックを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。</p> <p>また周囲の状況からも支障はないものと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、7ページ、番号17番を審議いたします。 吉野委員説明をお願いいたします。
委員	吉野	はい。会長より依頼のありました、番号17番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん80歳で、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん63歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、安楽川沿いにある通称三郎丸という所で、松崎農機のところを西側の方へ降りて行った高速道路工事の付近になります。 本人宅からは、3キロぐらいのところがございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で甘藷を1.2ヘクタールと早期水稲6.5ヘクタール超、栽培しており、自分から稲刈り乾燥まで一貫して経営されておられます。 農機具は、トラクター2台、田植機、コンバイン、乾燥機それぞれ保有されています。また、この方は地域活動にも大変協力されておられます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号18番を審議いたします。

		<p>番号 18 番と、次に審議いたします番号 19 番は、吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願い いたします。</p> <p>(吉野委員 退席)</p>
議長	山下	<p>番号 18 番と、番号 19 番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>吉松委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>会長より依頼のありました、議案第 10 号、番号 18 番及び 19 番については、譲渡人、譲受人が同一人で交換移転になりますので、併せて報告いたします。</p> <p>番号 18 は、譲渡人が、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>番号 19 番は、譲渡人が〇〇さんで、譲受人は、〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書のとおりで、グリーンロードの平成大橋を渡り、サンケイ工業までの間に、両側に水田が広がりますが、申請地は、右側、つまり西側になります。</p> <p>今回の交換で、〇〇さんが 66 m²少なくなりますが、一枚で 10 アール近くになり、〇〇さんは、現在、甘藷の育苗床等として使っているビニールハウスまで含めると 1,123 m²になり、双方、非常に使い勝手が良くなるということで、今回、等価交換移転申請ということになりました。</p> <p>申請人の〇〇さんは、自作地、借入地合わせて 19 ヘクタール程耕作され、うち 50 アール程が水田で、他はそのほとんどがお茶で、大規模な加工施設を持つ専業農家です。</p> <p>また、〇〇さんは、自作地、借入地合わせて 2.6 ヘクタールを耕作し、加工用甘藷を主とした専業農家で、お二人とも必要な農機具は全て揃えております。申請地は、〇〇さんが自宅から約 1 キロ、〇〇さんはすぐ自宅前になります。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p>

		ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。まず、番号 18 番を審議いたします。 これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 19 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ござ いせんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。 (吉野委員 入室)
議長	山下	次に、8 ページ、番号 20 番を審議いたします。 内村委員説明をお願いいたします。
委員	内村	会長より依頼のありました、番号 20 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで す。譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地八野校区にお住まいの〇 〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、場所は、閉校になった八野 原小学校を目じるしに東へ 100 メートルぐらい進んだところで、本人宅か らは、車で約 5 分のところにあります。 〇〇さんは、妻と 2 人で主に成果用さつまいもを栽培しており、農業機 械は、軽トラ 1 台、トラック 1 台、トラクター 3 台、掘取機 1 台他保有さ れています。申請地には水稻を作付けするとのことでした。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条 の適格者と思われまゝす。また周囲の状況からも支障はないと思われまゝす。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ

会場	委員	いませんか。
議長	山下	(なし)
会場	委員	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
議長	山下	(異議なし)
委員	長岡	異議なしと認めます。 次に、番号 21 番を審議いたします。 長岡委員説明をお願いいたします。 それでは、報告させていただきます。会長より依頼がありました、番号 21 番を報告させていただきます。 譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇天神にお住まいの〇〇さんであります。 申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、場所は、潤ヶ野小学校から市道大川内線に向かうと記念碑がありますがそこを 100 メートル行った左の田であります。 自宅からは車で約 25 分のところがございます。 受け人の〇〇さんの隣の田であります。申請地には水稻を作付けすることでした。機械作業は委託して行なうということでした。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 22 番を審議いたします。 青山委員説明をお願いいたします。
委員	青山	会長より依頼のありました、議案第 10 号、番号 22 を報告いたします。

		<p>譲渡人は、鹿児島市若葉町〇〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりであります。場所につきましては、まず 6355 番 3 につきましては、伊崎田の宮塩公民館前の道路を 100 メートル程度飯野自治会方面へ行った所の右側の田でございます。</p> <p>6295 番 1 につきましては、先ほどの 6355 番 3 をさらに 300 メートル飯野自治会方面へ行き、そこを左へ曲がり、200 メートル行ったところの右側の畑でございます。</p> <p>6329 番 1 につきましては、6355 番 3 を 400 メートル飯野自治会方面へ行った所の左側の畑でございます。</p> <p>本人宅からは、車で約 10 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家で、ご本人と配偶者、両親で現在、水稻甘藷を主に栽培しており、申請地にも水稻と甘藷を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>また、トラクター1台、軽トラック 2 台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われ。また周囲の状況からも支障はないと思われ。</p> <p>ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、9 ページ、番号 23 番を審議いたします。
		中之内委員説明をお願いいたします。
委員	中之内	<p>会長より依頼のありました、番号 23 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さん 73 歳でございます。譲受人も、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 76 歳でございます。兄弟間の無償贈与となります。</p> <p>申請地ですが、2 筆とも同じところで、県道 63 号線沿いの伊崎田本村公</p>

		<p>民館より東へ約 700 メートルのところと本人宅からも約 700 メートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、養鶏業をされておりまして申請地にも申請地にも水稲を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、タイヤショベル、軽トラック等を所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 24 番を審議いたします。</p> <p>番号 24 番は、10 ページに続きます。</p> <p>萩迫委員説明をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>会長より依頼のありました、番号 24 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。義理の息子になります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所ですが、まず、田の 3 筆は、県道志布志福山線の伊崎田小学校前を高下谷方向へ 1 キロ行きますと、高下谷公園がございます。</p> <p>その公園から南へ約 200 メートル行った所にあります。</p> <p>次に、残りの畑ですが、全て茶園になります。2311 番 11 と 2311 番 12 の畑は高下谷公園から北へ約 800 メートル行き、南へ 500 メートル行ったところにあります。</p> <p>次に 2418 番 3 は高下谷公園から北へ 2 キロ行ったところに〇〇さんの自宅があります。そこを西へ 100 メートル行ったところにあります。</p> <p>次の 2418 番 3 と 2424 番 1 は、〇〇さんの自宅のすぐ横にあります。</p>

		<p>次の10ページですが、2429番3と2429番5も〇〇さんの自宅のすぐ横にあります。2473番1は、〇〇さんの自宅から東へ約700メートル行ったところにあります。2549番1は先ほどの2473番1の畑から北へ約1キロのところにございます。</p> <p>本人宅から全て10分以内のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと二人でお茶を専業にされており、お茶の機械も全て保有されております。田の機械作業は農業公社を利用するという事でした。</p> <p>以上の事により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつまましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号25番を審議いたします。</p> <p>番号25番は11ページに続きます。</p> <p>同じく、萩迫委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	萩迫	<p>会長より依頼のありました、番号25番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんの娘さんにあたります。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりです。申請地は、全て茶園となつております。</p> <p>場所は、久木迫字の畑の場所ですが、〇〇さんの自宅周辺にあります。</p> <p>牧字の畑は、伊崎田鍋自治会の産業道路のところにて点滅信号機がありますが、そこから大崎町方向へ約300メートル行き、南へ150メートル行ったところにてあります。</p> <p>次に、鍋前畑字の畑は、先ほどの伊崎田鍋の点滅信号機から字尾方向へ500メートル行ったところの南側にてあります。</p>

		<p>土光字の畑は、伊崎田鍋の点滅信号機から字尾方向へ 200 メートル行った北側にあります。</p> <p>全て自宅から、車で約 10 分以内のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、先ほど 24 番で説明しました〇〇さんの奥さんになりますので農機具は、全て同じになります。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 26 番を審議いたします。</p> <p>同じく、萩迫説明をお願ひいたします。</p>
委員	萩迫	<p>会長より依頼のありました、番号 26 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、茨城県潮来市日の出〇丁目〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所ですが、先ほどの伊崎田鍋自治会の点滅信号機から、そこを西へ約 200 メートル行ったところに〇〇さんの茶工場と自宅がございます。その茶工場の裏になります。</p> <p>〇〇さんは、家族 4 人と従業員 4 人でお茶と甘藷を栽培されており、申請地には加工用甘藷を作付けするということでした。</p> <p>農機具は、お茶の機械一式とトラクター 3 台、管理機などを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	
議長	山下	(なし)

会場 議長	委員 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、12 ページ、番号 27 番を審議いたします。</p>
委員	南	<p>南委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 27 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、国道 220 号北側の押切水田地帯の中心地で大崎町との境界付近で保有されている農地の隣接地でございます。</p> <p>本人宅からは、約 600 メートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家で水稻と甘藷を主に栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。</p> <p>トラクター、耕運機、コンバインされております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p>
議長	山下	<p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 28 番を審議いたします。</p>
委員	南	<p>同じく、南委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、議案第 10 号、番号 28 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p>

		<p>申請地は議案書に記載されているとおりであります。場所は、宇都花一丁田線の肆部合交差点を西へ 200 メートル行き、南へ 300 メートルほど進んだところで、本人宅からは、約 300 メートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、兼業農業者で水稻を主に栽培しており、申請地にも水稻を作付けする予定とのことでもあります。</p> <p>また、トラクター 2 台、田植機、コンバインを保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p>
議長	山下	<p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
会場	委員	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませぬか。</p>
議長	山下	<p>(なし)</p>
会場	委員	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
議長	山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 29 番を審議いたします。</p>
委員	原田	<p>原田委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 29 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、東京都中央区佃〇丁目〇番〇ー〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p>
		<p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所ですが、原田小学校より西へ 100 メートルほど下ると田原川がございませぬが、田原橋より南へ 50 メートル行った所に 2 筆ともございませぬ。</p> <p>〇〇さんは、養豚業を営んでおられ母豚 70 頭を飼育されております。申請地には水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台、バキュームカー 1 台、軽トラ 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p>
議長	山下	<p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>

会場 議長	委員 山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。 (なし)
会場 議長	委員 山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。
委員	樽野	次に、13 ページ、番号 30 番を審議いたします。 樽野委員説明をお願いいたします。 会長より依頼のありました、番号 30 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
議長	山下	申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが、芝用の駐在所のところより県道有明志布志線を 800 メートル下った右側に沢津電機工事店があります。そこより市道を左へ 600 メートル行ったところの右側です。 自宅からは北へ 500 メートルのところにあります。 〇〇さんは、認定農業者であり、家族 4 人で生産牛 32 頭とお茶を主に栽培しております。申請地には飼料を作付けする予定とのことでした。 農機具は、トラクター 3 台、茶管理機、採草機一式を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。
会場 議長	委員 山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。 (なし)
会場 議長	委員 山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第 4、議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。

<p>委員 小園</p>	<p>次に日程第5、議案第11号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>15 ページ、 番号3 番を審議いたします。</p> <p>調査を依頼された 小園委員の説明をお願いいたします。</p> <p>はい、会長。会長から依頼のありました議案第11号、番号3番について報告いたします。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載されているとおりでございます。申請地ですが、志布志町にあります中山信商店を松山町方向から見て、左に約300メートル進み、さらにそこを右に150メートル進み、さらに左に100メートルほど進んだ左手でございました。</p> <p>本人宅からは、約2分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、甘藷を主に栽培をされており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>トラクター2台、耕運機、コンバイン、自走式田植機等を保有しております。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>委員 南</p>	<p>次に、 番号4 番を審議いたします。</p> <p>調査を依頼された 南委員の説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号4番を報告いたします。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇下通山自治会にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道宇都鼻一丁田線の有明町と志布志町境を北へ約200メー</p>

		<p>ル付近にあります。本人宅からは、1.3キロメートルの所です。</p> <p>〇〇さんは、畑作中心の兼業農家で甘藷、ソバを主に栽培しており、申請地にも甘藷、ソバを作付けする予定とのことでした。</p> <p>軽トラック、トラクター、耕運機、甘藷関係の機会を保有されております。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者であると思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	
会場 議長	委員 山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
会場 議長	委員 山下	<p>ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第11号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>買い受け適格者が決定され、農地法第3条の許可申請があったときには、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということでございますので、そのように取り扱いさせていただきます。</p> <p>次に、日程第6、議案第12号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p>
会場 議長	委員 山下	
委員	野口	<p>17ページ、番号2番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、野口委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第12号、番号2番について報告します。</p> <p>調査日は2月7日、調査委員は萩迫委員、青山委員と私です。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇号室の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さんでした。別紙資料は6頁～8頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、グリーンロードを尚志館高校から鹿屋方面へ進みますと下側に</p>

<p>議長 山下</p>	<p>野井倉大橋がありますが、そこを渡って 300 メートルぐらい進んだところに左斜めにはいる道路がありますが、その道路に入って 100 メートル進んだ左側になります。</p> <p>変更後の用途は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は道路、東側は畑、南側も畑、西側は宅地です。排水につきましては、側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地は農用地区域内農地で第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 12 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p>
<p>委員 萩迫</p>	<p>次に、日程第 7、議案第 13 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>19 ページ、番号 2 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された萩迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 13 号、番号 2 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 2 月 7 日、調査委員は野口委員、青山委員と私でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 9 頁から 11 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p>

		<p>場所は、山重の国道 269 沿いに枇杷の木グループホームがありますが、そこを西へ約 1 キロ行ったところにあります。</p> <p>転用目的は山林です。</p> <p>周囲の状況は、北側は道路、東側も道路、南側は山林、西側も山林です。</p> <p>申請地は、山林に囲まれていて、猪の被害で耕作できず、やむなく山林に転用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく、第2種農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	
会場	委員	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
議長	山下	(なし)
会場	委員	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
議長	山下	(異議なし)
		異議なしと認めます。
		よって、日程第7、議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
		最初に、21ページ、番号5番を審議いたします。
議長	山下	番号5番は、福岡委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、福岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。
		(福岡委員 退席)
会場	委員	番号5番は、平成28年11月総会の議案第92号、番号23番で審議いたしましたところの、5条申請でございます。
議長	山下	これにつきましてなにかご意見ございませんか。
		(なし)
会場	委員	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること

議長 山下	<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。ここで福岡委員の入室を許可します。</p> <p>(福岡委員 入室)</p>
委員 福重	<p>次に、番号6番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された福重委員の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第14号、番号6番についてご報告いたします。</p> <p>総会資料は12頁から14頁でございます。</p> <p>調査日は2月7日、調査委員は前迫委員、西江園委員と私、福重でございます。ほかに、事務局から2人が動向いたしております。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの社会福祉法人〇〇理事〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、市道町原弓場ケ尾線、ホームマンの北側にあります道路を東側に100メートル入り、そこを左側に30メートル入った右側でございました。</p> <p>転用目的でございますが、保育園を申請地隣に移転をいたしておりますけれども、園庭につきましては、道路向えにあります元の園庭を利用しております。道路を横断するなど出入りに園児が危険を伴う状況でございます。また、職員駐車場は申請地西側を利用している状況などから、今回移転しました保育園に隣接した申請地に園庭と駐車場を確保し、園児の安全と利便性を図る目的でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は雑種地、東側は宅地、南側も宅地、西側も宅地でございます。排水につきましては、北側の排水路を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね500メートル以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことによりまして、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>
議長 山下	<p>ご審議方、よろしくお願いを申し上げます。</p>

会場 議長	委員 山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
会場 議長	委員 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
委員	西江園	<p>次に、番号7番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された西江園委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第14号、番号7番について報告をいたします。</p> <p>総会資料は15頁から17頁になります。</p> <p>調査日は2月7日、調査委員は前迫委員、福重委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号香月小学校付近にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同様に志布志市志布志町安楽〇〇番地〇〇団地〇号棟〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所につきましては、先ほどもありましたホームマン前の市道町原弓場ケ尾線を港方向に向かって行きますと交差点があり、右に曲がりますと鹿屋方面、左に曲がると香月小学校の前に出る市道六月坂安良線という交差点があります。この交差点を六月坂安良線に入ったところにあります。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は宅地、南側は宅地、西側も宅地でそれぞれ家が建っております。排水は、東側に排水設備を造り東側の道路側溝に流す計画でありました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>
議長	山下	<p>ご審議方、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
議長	山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、22 ページ、番号 8 番を審議いたします。</p> <p>番号 8 番は、橋口委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、橋口委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p>
議長 委員	山下 前迫	<p>(橋口委員 退席)</p> <p>それでは、現地を調査された前迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>はい。2 月 7 日、現地調査をいたしましたので、その結果ご報告いたします。</p> <p>議案 14 号の 8 番でございます。調査委員は西江園委員、福重委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>別紙説明資料の 18 頁から 20 頁に詳しく書いてありますのでお目通しをお願いしたいと思います。</p> <p>この申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人は、大阪府大阪市淀川区西中島〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇株式会社の〇〇さんでした。</p> <p>場所でございますけれども、県道南之郷志布志線を橋之口樽野方面に入っていきます。市道樽野大越線を北へ進みますと橋之口の以前澱粉工場がありましたところを大越の方向へ行き、前にも太陽光施設の申請がございまして許可になったところがございます。その隣接地でございます。</p> <p>周囲の状況を申し上げますと、北側は道路、東側は田、南側も田、西側は雑種地です。敷地内の排水につきましては、自然に沈殿させて処理することとございますけれども、安楽川の方に排水しますので問題ないものと思われま。</p>
議長	山下	<p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないと。意見の一致をみておりま</p>

会場	委員	す。以上でございます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
議長	山下	(異議なし) 異議なしと認めます。ここで橋口委員の入室を許可します。 (橋口委員 入室) 次に、番号9番を審議いたします。
会場	委員	番号9番は、平成28年11月総会の議案第92号、番号24番で審議いたしましたところの、5条申請でございます。
議長	山下	これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
委員	青山	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号10番を審議いたします。 現地を調査された青山委員の報告をお願いいたします。 それでは、議案第14号、番号10番についてご報告いたします。 総会資料は21頁から23頁でございます。 調査日は2月7日、調査委員は野口委員、萩迫委員、私青山でございました。そして、事務局から2人出席のもと調査いたしました。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、通山保育園か市道方向へ100メートル行くと十字路がございます。そこを直進し、50メートル行って左折しそこから50メートル行ったところの左側にあります。

		<p>転用目的は建売住宅の建築でございます。</p> <p>周囲の状況でございますが、北側は畑、東側は道路、南側は宅地、西側は道路です。排水は、西側の道路に側溝がありますので、そこを利用することでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p>
議長	山下	<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>
会場	委員	<p>ご審議方、よろしく申し上げます。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、23ページ、番号11番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された萩迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第14号、番号11についてご報告いたします。</p> <p>総会資料は24頁から26頁になります。</p> <p>調査日は2月7日、調査委員は野口委員、青山委員と私です。事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇団地〇ー〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、吉村の県道523号線の本庁方向へ向かうとAコープあおぞら店がございまして、その東側になります。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p>

		<p>周囲の状況は、北側は道路、東側は雑種地、南側は畑、西側は宅地です。排水につきましては、合併浄化槽で北側の排水を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p>
議長	山下	<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>
会場	委員	<p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p>
委員	前迫	<p>次に、日程第9、議案第15号、非農地証明願の承認についてを議題いたします。</p> <p>最初に、25ページ、番号4番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、前迫委員説明をお願いいたします。</p> <p>非農地証明に係る調査結果で、番号4番について報告いたします。</p> <p>申請に係る事項につきましては、別紙資料の27ページから29ページです。お目通しをお願いしたいと思います。</p> <p>願出人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さんでした。</p> <p>場所につきましては、県道65号南之郷志布志線を樽野の方に市道を入れて行きますと、樽野の一番下の方に下って行ったところから、樽野山久保に抜ける農道がございます。それを上に登って行きますと前に申請がありました太陽光発電施設がございます。そこを南へ300メートルほど入った所に申請地はございます。</p>

		<p>周囲の状況ですが、北側については申請地と段差が3メートルある畑で、東側、南側、西側は山林でございます。</p> <p>周囲の杉林の日陰となって耕作ができなかったため、20年以上前にクヌギを植え、山林化したものでした。</p>
議長	山下	<p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>
会場	委員	<p>ご審議方よろしくお願いたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員	青山	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号5番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、青山委員説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第15号、番号5番について報告いたします。</p> <p>総会資料は30ページから32ページでございます。</p> <p>調査日は2月7日、調査委員は野口委員、萩迫委員、そして私、青山でございました。また事務局より2名同行いたしました。</p> <p>願出人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さんご本人でございました。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所につきましては、伊崎田中野公民館から北へ600メートル行ったところの右側でございます。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は宅地、南側は道路、西側は道路です。</p> <p>本人からの聞き取りによりますと、現地は宅地であると思ひ込み22年前に倉庫を建築したとのことでした。倉庫以外に周囲は雑木が多数あり、山林化しているため農地として復元することは困難と判断いたしました。</p>
議長	山下	<p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

会場	委員	ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
		(異議なし)
委員	野口	異議なしと認めます。 次に、番号6番を審議いたします。 現地を調査された、野口委員説明をお願いいたします。 それでは、議案第15号、番号6番について報告いたします。 総会資料は33ページから35ページになります。 調査日は2月7日、調査委員は萩迫委員、青山委員と私です。 願出人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、広域農道を松山から大崎方面に走りますと有明大橋がありますが、橋を渡り100メートル程進んだところを左に曲がって、200メートル進んで右折して3キロ行きますと中野集落があります。その奥になります。 申請地は、20年以上前に父が木を植えたということで、現在は山林となっております。とても復元できない状況でした。
議長	山下	以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。
会場	委員	ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
		(異議なし)
		異議なしと認めます。

主任主査 深迫

よって日程第9、議案第15号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第16号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

はい、議長。

それでは、議案第16号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、27ページでございます。

非農地証明につきましては、農地法に基づく 行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。

始めに、番号4の願出人は、志布志町内之倉〇〇番地〇〇さんです。

土地は、志布志町内之倉字長尾1770番5 畑 717平方メートルでございます。

申請地は、県道南之郷志布志線を、森山駐在所より南西へ200メートル進んだところより、農道を、北へ300メートル進んだ所でございます。現在、山林化しております。

続いて、番号5の願出人は、志布志町内之倉〇〇番地〇 〇〇さんです。

土地は、志布志町内之倉字上ノ原3470番1 畑1,319平方メートルでございます。

申請地は、県道日南志布志線を、出水中学校より、南へ150メートル進んだところでございます。現在、山林化しております。

続いて、番号6の願出人は、志布志町田之浦〇〇番地〇 〇〇さんです。

土地は、志布志町田之浦字大丸2555番田 2,461平方メートルでございます。

申請地は、県道塗木・大隅線を、上東谷集会所より、四浦方向へ1km進んだ所でございます。現在、山林化しております。

続いて、番号7の願出人は、有明町野井倉〇〇番地 〇〇さんです。

土地は、有明町野井倉字渡り2101番 380平方メートル、同じく2102番429平方メートル、同じく 2104番1 1,443平方メートル、同じく2105番1705平方メートルでございます。地目は全て、田でございます。

申請地は、市道 吉村・牧ノ内一号線を、老人ホーム小松の里より、南へ700メートル進んだ所より、農道を200メートル進んだ所でございます。

		<p>現在、原野化しております。</p> <p>最後に、番号8の願出人は、有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町野井倉字東4866番1 畑2, 480平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、市道 吉村・押切線を、有明中学校より、南へ1 k m進んだ所でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号4から6を吉松委員、福岡委員、吉野委員、番号7と8を樽野委員、諏訪委員、原田委員で、ご提案いたします。</p>
議長	山下	
会場	委員	<p>以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第10、議案第16号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p>
次長	桑迫	<p>次に、日程第11、議案第17号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第17号の 農用地 利用集積 計画決定の所有権の移転分について ご説明いたします。</p> <p>議案書は、29ページから31ページとなっております。</p> <p>最初に29ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は 平成29年2月28日で、田が727㎡、畑が9,647㎡です。所有権を移転する者4人、所有権の移転を受ける者3人で、売買によるものです。</p> <p>次に、30ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>番号1の所有権を移転する者は、有明町野神の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野神の〇〇さんで、生産牛飼育の規模拡大を図るということです。</p>

		<p>設定面積は、2筆で4,955㎡の畑で、土地代金は200万円です。移転時期等につきましては、平成29年3月10日を予定しております。</p> <p>次に番号2の所有権を移転する者は、大崎町菱田の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町原田の〇〇さんで、お茶の規模拡大です。</p> <p>設定面積は、2筆で4,692㎡の畑で、土地代金は258万円です。移転時期等につきましては、平成29年5月10日を予定しております。</p> <p>次に番号3の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、生産牛飼育の規模拡大です。</p> <p>設定面積は、1筆で437㎡の田で、土地代金は66,120円です。移転時期等につきましては、平成29年3月10日を予定しております。</p> <p>続きまして、31ページ、番号4の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、生産牛飼育の規模拡大です。</p>
議長	山下	<p>設定面積は、1筆で290㎡の畑で、土地代金は43,880円です。移転時期等につきましては、平成29年3月10日を予定しております。</p>
会場	委員	<p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
主幹兼係長	新村	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p> <p>議案第17号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、32頁から53頁となっております。</p> <p>まずは、議案書32頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成29年2月28日で、始期は平成29年3月1日となります。</p> <p>設定期間が、3年から15年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異</p>

		<p>なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が2万4,590㎡、畑が14万6,364㎡、樹園地が3万7,577㎡で、合計しますと20万8,531㎡となり、うち更新分は4万5,456㎡となります。</p> <p>利用権の設定をする者の数が49名で、利用権の設定を受けようとする者の数が30名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、33頁から51頁の明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書52頁の総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成29年2月28日で、始期が平成29年3月1日であります。</p> <p>設定期間は5年から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の内訳は、田が3,320㎡、畑が7,593㎡です。</p> <p>合計しますと1万913㎡となっております。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は3名であります。</p> <p>詳細につきましては、53頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第17号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>33ページ、番号1番から、51ページ、番号53番までと、32ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議長	山下	
会場	委員	
議長	山下	
会場	委員	
議長	山下	

会場 議長	委員 山下	<p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>53 ページ、番号 1 番から、番号 3 番までと、52 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
次長	桑迫	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 11、議案第 17 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 12、議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第 18 号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 55 ページとなっています。</p> <p>番号 2 番の申出者〇〇さんは、松山町新橋にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町新橋 字狩川 902 番 1 田 529㎡です。</p> <p>土地の場所は、市道 53 号中山・豊留線の狩川公民館前から豊留方向へ 200 メートルほど進み右折し、市道狩川・坂元線を 180 メートルほど進んだ左側にあります。</p> <p>田は、現在 何も耕作されていませんが、耕作可能です。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、谷口委員と大迫委員でご提案いたします。</p> <p>番号 3 番の申出者〇〇さんは、志布志町志布志にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、志布志町帖字北ノ又 4216 番 2 畑で 474㎡です。</p> <p>土地の場所は、市道大原 3 号線の九州電力志布志営業所前から卸売市場の方へ 50 メートルほど進み右折、市道大原・西谷原線を進み、突き当りを</p>

南へ100メートルほど行った所から、さらに左に200メートルほど進んだ右側にあります。

畑は、現在何も耕作されていませんが、耕運がしてあります。

あっせん委員の指名につきましては、吉松委員と西江園委員でご提案いたします。

番号4番の申出者〇〇さんは、有明町伊崎田にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町伊崎田 字前畑1031番 畑で745㎡と同じく1047番3畑で1,107㎡です。

土地の場所は、県道63号志布志福山線のセブンイレブン伊崎田店前から市道吉村・山之口線を吉村方向へ500メートルほど進み左折、市道菅牟田を南へ400メートルほど進んだ右側に1047番3の畑があり、更に南へ250メートルほど進んだ右側に1031番の畑があります。

畑は、現在何も耕作されていませんが、耕運がしてあります。

あっせん委員の指名につきましては、萩迫委員と青山委員でご提案いたします。

番号5番の申出者〇〇さんは、有明町野神にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町野神 字岩道948番1 畑で2,666㎡ です。

土地の場所は、県道志布志・有明線 野神小学校前から芝用方向へ50メートルほど進み、市道 岩屋・立本1号線を1.8キロほど進み左折し、南へ320メートルほど進んだ左側にあります。

畑は、現在お茶が植えてあります。

あっせん委員の指名につきましては、立山委員と樽野委員でご提案いたします。

番号6番の申出者〇〇さんは、有明町蓬原にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町蓬原 字井ノ木2942番1畑で3,431㎡です。

土地の場所は、曾於街道の有明大橋から大崎方向へ1キロメートル進み左折、市道中野芝用線を中野方向に500メートルほど進んだ右側にあります。

畑は、現在お茶が植えてあります。

議長	山下	あっせん委員の指名につきましては、上野委員と諏訪委員でご提案いたします。
会場	委員	以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。
議長	山下	ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
		(異議なし)
		異議なしと認めます。
		よって、日程第 12、議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。
		指名された委員の方々は、よろしく お願いいたします。
		以上で、全日程を終了いたしました。
		これで、本日の会議を終了いたします。
		ご苦勞様でした。